

# 基本契約書

## 著作物使用許諾基本契約書

甲：  
甲の部門：  
甲の所在地：

甲とギャラリー・コンファート 瓜生 剛(以下「乙」という)とは、別紙著作物個別契約記載の著作物(以下「本著作物」という)の甲に対する著作物使用許諾に関し、次の通り契約を締結する。

### 第1条(基本契約)

本契約は、乙の甲に対する著作物の使用許諾に関する基本契約として締結され、本基本契約締結の対象として別紙の著作物個別契約(以下個別契約という)を甲乙間で締結することにより、別紙個別契約記載の著作物を本基本契約に基づく使用を許諾する。

### 第2条(使用許諾)

乙は甲に対し、本基本契約に基づき、別紙の著作物個別契約を締結した著作物につき、本基本契約書及び別紙個別契約に記載の条件に基づく使用を許諾する。

### 第3条(著作物の編集)

1. 乙は甲に対し、本著作物を修正、改変、翻案、編集すること、あるいは第三者の著作物と一緒に編集することを許諾する。ただし、修正、改変、翻案、編集された著作物の著作権は乙に帰属するものとする。
2. 乙は甲に対し、本著作物を修正、改変、翻案、編集について、意見または異議を述べることができる。

### 第4条(納品検査)

甲は乙から本著作物の納品後、本著作物の検査を行い、問題がある場合は速やかに乙に連絡するものとする。本著作物に対する乙の問題の対応は、納品後、1週間までとする。

### 第5条(使用許諾者)

1. 甲は別紙個別契約に記載の部門及び住所においてのみ、本著作物の使用を許諾される。
2. 甲の部門の指揮下においてのみ、外部業者に対し、本著作物の使用を許諾することができるものとする。
3. 甲は、前項により、外部業者に対して本著作物の使用を許諾する場合、乙に対し、外部業者の氏名その他の情報を、別紙個別契約により報告するものとする。
4. 甲は、外部業者に対し、本契約及び別紙個別契約における甲と同様の義務を遵守させなければならない。

## 基本契約書

いものとする。

### 第6条(著作物の所有権)

1. 本基本契約及びこれに付随する個別契約の締結は、著作権の使用に関するものであり、原著作物の所有権は契約締結後も乙が所有する。
2. 甲及び外部業者は、本著作物を賃貸業に供すること、第三者に転売、配布、譲渡、貸与することは一切できない。

### 第7条(クレジット明記)

・本著作物または第3条記載の編集された著作物を使用した成果物に対しては、「Gallery Comfart」のクレジットを明記するものとする。

### 第8条(成果物の提供)

・甲は、本著作物または第3条記載の編集された著作物を使用した成果物のサンプルを、乙へ無償で提供するものとする。

### 第9条(インターネット上での掲載)

甲は、別紙個別契約に記載の著作物または第3条記載の編集された著作物を、インターネット上に掲載する際は、著作物の表示サイズを320x240ピクセルまでとする。またインターネット上での掲載、その他の掲載にあたっては、無断複製を防止するための適切な措置を講じるものとする。

### 第10条(責任の範囲)

1. 別紙個別契約に記載の著作物が写真その他の場合、著作物に写っている、あるいは描かれている人物、物品、建物、場所などについての肖像権、商標権、著作権、特許権、使用权を乙は一切所有していない。万一これらの権利に関する紛争が生じて、乙はいかなる責任をも負うものではない。
2. 本著作物提供の遅滞、変更、中止、その他本著作物の提供に伴い発生した甲の損害について、乙はいかなる責任をも負うものではない。
3. 本著作物使用の結果完成した各種成果物を通じて、甲が発信又は提供する情報の内容について、乙はいかなる責任をも負うものではない。
4. 本著作物使用の結果完成した各種成果物を通じて、甲が発信又は提供した情報に関連して、甲と第三者との間で紛争が生じた場合、又は甲が第三者に対して損害を与えた場合、甲は自己の費用と責任において、かかる紛争を解決又は損害を賠償するものとする。

### 第11条(賠償)

## 基本契約書

本基本契約及び個別契約の各条項が甲によって遵守されず、乙及び第三者に生じた損害があれば、甲は乙及び第三者に対して、その損害の一切を賠償するものとする。

### 第12条(解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一にでも該当する場合、契約期間中といえども、相手方に対し、何らかの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- 1)本契約に関して背信行為があったとき。
- 2)監督官庁から、営業停止、取消などの処分を受けたとき。
- 3)支払の停止または破産、再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 4)仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売などの強制執行の申立を受けたとき。
- 5)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 6)公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 7)その他本契約を継続し難い重大な事由があったとき。

### 第13条(本基本契約の開始)

本基本契約の開始は、本契約書末尾記載の本契約締結日とする。  
別紙の著作物個別契約は、個別契約の締結日に締結されるものとする。

### 第14条(本基本契約の有効期間)

1. 本基本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。
2. 本契約の期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれも相手方に対し、文書をもって本契約終了の意思表示をしないときは、本契約はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
3. 本基本契約が終了したときは、同時に別紙の著作物個別契約も終了する。

### 第15条(契約終了後の措置)

1. 本基本契約または別紙の著作物個別契約が終了した場合においては、甲は個別契約に基づき甲が所有する納品物を乙に対し返却する。また甲は本著作物の複製をすべて廃棄するものとする。その際、甲は本著作物の使用を外部業者に対し許諾している場合、外部業者に対しても、本著作物の複製の廃棄を遵守させなければならない。
2. 本基本契約が、契約期間中に、解除または合意解約により終了した場合においても、乙は、既に受領した使用許諾料を返還する義務を負わないものとする。
3. 本基本契約が、甲の乙に対する使用許諾料の支払い前に終了した場合、甲は、乙に対し、速やかに私用許諾料を支払うものとする。

### 第16条(著作物利用の対価)

## 基本契約書

1. 甲は乙に対し、本著作物の使用許諾、その他本契約に基づく一切の対価として、別紙の著作物個別契約に記載の金額・支払い方法による金員の支払いを行う。
2. 前項の代金は、乙が指定する著作物個別契約に記載の口座に振込支払するものとする(振込手数料は甲の負担とする)。

### 第17条(裁判管轄)

本基本契約に関する一切の争訟は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

### 第18条(協議)

本基本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

以上の通り契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通保有する。

年 月 日

甲:

乙: 東京都八王子市左入町520-100  
ギャラリー・コンファート  
代表者 瓜生 剛